

## 質 疑 応 答 書

事業名 被爆証言応答装置製作等業務

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
<p>【被爆証言応答装置製作等業務における受託候補者特定基準】</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(3) 実績</p> <p>過去に本業務と類似の業務を実施した実績があるか。業務内容に関する知識及び知見を有しているか。</p>	<p>こちらの類似の業務という部分は、AIシステム部分、対話システム部分、などどういった実績を求められているのか伺いたい。</p>	<p>基本仕様書に定める業務内容を踏まえ、貴社が本業務と類似の業務を実施したと考える実績について、様式6に記載してください。</p>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務における受託候補者特定基準】</p> <p>2. 映像収録</p> <p>(1) 制作手法</p> <p>適切な収録及び編集手法が示されているか。</p>	<p>適切な収録編集とは、どのようなことを具体的に指しているか伺いたい。</p>	<p>基本仕様書に定める仕様を満たすことを最低条件とし、それ以外は提案とします。</p>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務における受託候補者特定基準】</p> <p>3. 機器及びシステム構成</p> <p>(3) 運用</p> <p>「常設型」及び「可搬型」の装置は、運用者が運用しやすいものとなっているか。</p>	<p>(1)で記載されているインターフェースと、ここで記載されている運用者の運用はどのような違いを指しているか伺いたい。</p>	<p>(1)は利用者向けの、(3)は運用者向けの機器及びシステム構成(インターフェースを含む。)を指します。</p>

<p>【被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書】 7 業務の仕様 (2) 被爆証言応答装置の仕様 被爆証言応答装置に係る機器は5セット納品すること。</p>	<p>5セットの内訳について、常設型と可搬型はそれぞれ何台でしょうか？</p>	<p>基本仕様書に記載のとおり、セット台数の内訳は提案としますが、常設型2台、可搬型3台を想定しています。</p>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書】 7 業務の仕様 (5) 被爆者証言映像の制作 前項までに定める一問一答形式のインタビュー映像の撮影に先立ち、被爆体験証言者の被爆体験を30分程度にまとめた被爆者証言映像を5人分それぞれ制作すること。</p>	<p>「一問一答形式のインタビュー映像の撮影に先立ち」と先立ち、とあるのですが、後述に「この映像は、本件で製作する被爆証言応答装置で再生することを前提とすること。」とあるのですが、ここで記載されている「先立ち」はどのような意味合いと理解すればよろしいでしょうか？</p>	<p>先に30分程度の被爆者証言映像を撮影し、その後、一問一答形式のインタビュー映像を撮影する、ということです。</p>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書】 7 業務の仕様 (5) 被爆者証言映像の制作 前項までに定める一問一答形式のインタビュー映像の撮影に先立ち、被爆体験証言者の被爆体験を30分程度にまとめた被爆者証言映像を5人分それぞれ制作すること。</p>	<p>・30分フルバージョン／15分ダイジェストの使用目的をお教えてください。</p> <p>・一問一答とはまた別に撮影する必要がありますでしょうか？</p>	<p>・30分（フル）・15分（ダイジェスト）の被爆者証言映像は、利用者に一問一答形式の対話を疑似体験していただく前に視聴していただき、対話の疑似体験に先立ち当該被爆体験証言者の被爆体験の概要を知っていただくことを目的に制作するもので、時間の差は、活用場面での時間の制約を考慮したものです。</p> <p>・一問一答形式の映像とは別に撮影する必要があります。</p>

	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚資料（写真、絵、地図等）は貸与いただけますでしょうか？</li> </ul>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚資料を使用する場合、申請等は受託者が行う作業となりますが、必要に応じて本市がサポートします。</li> </ul>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書】</p> <p>9 研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の運用に先立ち、上記の資料に基づいた研修を最低3回実施すること。</li> </ul>	<p>オンラインによる研修を実施することは可能でしょうか？</p>	<p>オンラインの研修も可としますが、少なくとも1回は対面で実機を使った研修を実施することとします。</p>
<p>【被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書】</p> <p>15 留意事項</p> <p>(2) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、もしくは委任してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。</p>	<p>「あらかじめ」はどのタイミングで承諾を得ることで許容されますでしょうか？</p> <p>また承諾を得る際に必要な資料や情報があれば併せて提供願います。</p>	<p>契約締結前にあらかじめ業務の一部を第三者に委託することが分かっている場合は、契約締結のタイミングで本市の承諾を得る協議を文書で行っていただきます。必要な情報はその際、受託者にお伝えします。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。